

平成23年12月9日宣告 裁判所書記官 一関 寿

平成22年(わ)第171号 住居侵入, 殺人, 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

判 決

被告人 氏名 菅 原 勝 男

年齢 昭和19年2月11日生

本籍 秋田市寺内蛭根

住居 不 定

職業 無 職

(出席検察官) 平野大輔, 田中良弘, 井上純子

(出席弁護士) 湊貴美男 (主任), 河合基裕 (いずれも国選)

主 文

被告人を懲役30年に処する。

未決勾留日数中200日をもその刑に算入する。

押収してある刈込ばさみを分解して片刃にした刃物1丁(平成23年押第7号の1), 自動装てん式けん銃1丁(同号の2), 弾13発(ただし, いずれも試射済みのもの。同号の3及び4)をいずれも没収する。

理 由

(犯行に至る経緯)

被告人は, 30年ほど前, 市議会議員選挙の選挙運動を通じて弁護士津谷裕貴(以下「被害者」という。)と知り合い, 被告人の叔母の夫の債権回収に際して被告人が被害者を紹介するなど, 両者は知人関係にあった。被告人が平成13年に離婚した際, 被害者は被告人の元妻の代理人として財産分与の調停を申し立てた。被告人が土地2筆及びその上の各建物(以下「本件不動産」という。)をすべて自分の財産とすることに固執した結果, 被告人が本件不動産を取得し, 被告人が元妻に約2000万円を支払う旨の審判(以下「本件審判」という。)がされた。その後, 被告人は, 平成21年7月までに本件不動産を売却したが, 長期的な地価下落もあって本件審

判時の鑑定評価額を大幅に下回る価格でしか売れなかった。被告人は、このころまでに、知人である被害者が元妻の代理人になったのは、被害者が元妻をそそのかして離婚させた上、裁判官や不動産鑑定士とも結託して不動産評価額をつり上げて不公平な審判を出させ、自分から財産を奪い取って多額の報酬を得るためであったと考えるようになり、被害者に対して自分からすべてを奪った張本人であるとの強い恨みを持つようになった。被告人は、被害者の殺害を計画するようになり、平成21年7月ころ、刈込ばさみを分解して片刃にした刃物（以下「本件刃物」という。）や、いずれかから入手した自動装てん式けん銃（以下「けん銃」という。）に合う消音器を自作した。また、あわせて本件審判の不当性を世間に知らしめようとするに至り、被害者を拉致して裁判所に連行して立てこもり、裁判所や報道機関に不当を訴える計画を立て、被害者を拉致するための手錠や結束バンド、被害者と共に自爆するための火薬入りベスト2着、携帯用ガスボンベ等を組み合わせた爆破装置、警察の狙撃対策としてアルミ板を加工した防護マスクや胸当て等も準備した。

（罪となるべき事実）

被告人は、

第1 平成22年11月4日午前4時ころ、これまでの恨みを晴らすため、被害者を殺害し、可能ならその前に被害者を拉致して裁判所に連行する目的で、秋田市泉北三丁目■■番■■号所在の被害者方の応接室の掃き出し窓から屋内に侵入した。被告人は、被害者の寝室で同人を発見し、実包が装てんされたけん銃を突きつけて予め準備した火薬入りのベストを着るように迫るも被害者に拒否され、さらに被害者の妻が110番通報したため、被告人は、被害者の拉致を断念し、被害者を殺害しようとしていたけん銃の引き金を2回引いた。ところが事前の操作を誤っていたため弾が発射されず、けん銃を奪おうとした被害者と被告人は廊下の台所入り口付近でもみ合いとなった。その後、警察官2名が被害者方に駆けつけたものの、警察官らは、けん銃を被告人から取り上げて手にしていた被害者を犯人と取り違えて取り押さえた。ほどなく、警察官らは被

害者を離したが、その隙に被告人は、応接室に置いていた本件刃物を手にし、両手で槍のように構えて廊下にいた被害者に向けて駆け寄った。被告人は、廊下の台所入り口付近から被害者寝室内の入り口付近までの間において、被害者（当時55歳）に対し、殺意をもって、本件刃物（刃体の長さ約22センチメートル）を複数回突き出して、心臓の損傷を伴う深さ約12センチメートルの前胸左側部、及び、肋骨後面に達する深さ約19センチメートルの前胸左側下部の2か所の傷を生じさせ、よって、同日午前5時32分ころ、秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1所在の秋田赤十字病院において、被害者を心損傷に基づき左胸腔内出血により死亡させて殺害した。

第2 同日午前4時ころ、前記被害者方において、法定の除外事由がないのに、けん銃1丁をこれに適合する実包13発とともに携帯して所持し、さらに、業務その他正当な理由による場合でないのに、本件刃物1丁を携帯した。

（証拠の標目）（括弧内の甲乙の各番号は、証拠等関係カードに記載された検察官請求の証拠番号を示す。）

判示事実全部について

- ・被告人の公判供述
- ・捜査報告書（甲50）
- ・押収してある本件刃物1丁（平成23年押第7号の1）、けん銃1丁（同号の2）

犯行に至る経緯及び罪となるべき事実第1について

- ・被告人の検察官に対する供述調書（抄本）（乙12）

犯行に至る経緯について

- ・証人<sup>被告人の元妻</sup>の公判供述
- ・捜査報告書（甲45、弁2）

罪となるべき事実全部について

- ・証人<sup>S警部補</sup>、<sup>K巡査部長</sup>の各公判供述
- ・捜査報告書（甲48）

## 同第1の事実について

- ・証人美作宗太郎の公判供述
- ・<sup>被害者</sup>の検察官に対する供述調書（ただし、不同意部分を除く。）（甲28）
- ・医師美作宗太郎作成の鑑定書（甲36）
- ・捜査報告書（甲44、46（ただし、不同意部分を除く）、49）

## 同第2の事実について

- ・押収してある弾8発（平成23年押第7号の3）、弾5発（同号の4）

### （事実認定の補足説明）

1 本件の争点は、①住居侵入の目的、②被害者に2か所の傷（前胸左側部及び前胸左側下部）ができた経緯、③被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係の有無である。

### 2 住居侵入の目的について

住居侵入の目的につき、検察官は、被害者を裁判所に拉致した上で殺害するか、拉致が失敗した場合には被害者宅で殺害することを目的としていたと主張し、弁護人は、被害者宅に侵入する時点では被害者を拉致する目的しかなく、侵入後に初めて殺害の意図が生じたと主張する。

被告人は、被害者宅に侵入する際に、本件刃物、けん銃及び実包という極めて殺傷能力の高い凶器を複数持ち込んでいることが認められるところ、これは被告人が被害者を確実に殺害することを意図していたことを推認させる事情である。また、被告人は、公判廷で自ら述べているように、被害者に対して強い恨みを抱いており、被害者を殺害する動機も存在している。他方、被告人は、結束バンドや手錠など拉致に使用するための物品も多数所持していたと認められるが、同時に2着の火薬入りベスト、携帯用ガスボンベ、防護用の胸当て等も所持していたのであって、最終的に被害者もろとも爆死するつもりであったことがうかがわれる。

これらを総合して考慮すれば、被告人は、被害者宅に侵入する時点から、拉

致の成否にかかわらず被害者を殺害する目的を有していたものと認められる。

この点、被告人は、被害者を拉致した後裁判所に連行し、そこで被害者の不正を暴き、再審により家事審判の結果を覆すことを目的としていたなどとも供述するが、そのような再審の実現可能性がほとんどなかったことは被告人も自認するとおりであって、結局のところ、住居侵入時から被害者殺害の意図をもっていたことは疑いがない。

### 3 被害者に2か所の傷ができた経緯及び因果関係の有無について

(1) 検察官は、被害者方廊下において、被告人が本件刃物で被害者の前胸左側下部を刺し、被害者が前屈みになったところをさらに刺して前胸左側部の傷を生じさせたため、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係の存在は明らかであると主張し、弁護人は、被告人が被害者の寝室内で本件刃物を持ったまま仰向けに倒れ、警察官に取り押さえられて動けなくなった後に被害者が本件刃物に対して2回倒れ込んできたことによって、2か所の傷が生じたのであるから、被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係は存在しないと主張している。

(2) まず、被害者の2か所の傷の状況を検討する。被害者の前胸左側部の傷は、刃物が頭方向から背骨に対してほぼ平行に近い角度で侵入したことによって生じ、肋骨骨折を生じさせていることが認められる。また、前胸左側下部の傷は、刃物が腹方向から背骨に対してほぼ垂直に近い角度で侵入したことによって生じ、肋骨後面の壁側胸膜に2か所の小さな損傷を生じさせていることが認められる。

(3) 犯行現場の状況は、被害者方廊下の台所入り口付近から被害者寝室入り口付近にかけて多数の血痕が存在し、被害者寝室入り口付近の廊下には本棚やカラーボックス、モップ等が散乱しているというものである。

(4) 次に証人<sup>小笠原 誠</sup>及び<sup>佐藤 長</sup>の証言の信用性を検討する。両証人は、本件刃物を持った被告人と被害者が廊下で組み合う形になったと証言をしているが、こ

これは犯行現場の客観的状況に符合するものである。また、両証人の証言からうかがわれる被告人等関係人の行動や位置関係などに不自然な点は見当たらないし、証人らが間違えて被害者を一度取り押さえたことなど、証人らが不適切な行動をしたと評価されかねない内容についても隠さずに証言している。

これらを総合すれば、両証人の供述は信用できると認められる。

(5) <sup>被告者つき</sup> [ ] の検察官に対する供述調書の内容は、犯行現場の客観的状況や信用できる <sup>S警訂補</sup> [ ]、<sup>K警訂補</sup> [ ] 両証人の供述内容と符合しており、同じく信用できるものと認められる。

(6) 最後に、これらを前提にして2か所の傷の生成過程を検討する。まず、前胸左側部の傷の角度や肋骨骨折を引き起こすほどの力で刃体が差し入れられていると見られることからすれば、被害者が倒れたときに前胸左側部の傷が生じることは困難である。また、前胸左側下部の傷についても、被害者が床に倒れ込む際に刃物が刺さって生じたとすれば、傷が腹側から背骨に対してほぼ垂直方向に生じる可能性は低く、しかも刺さった後被害者が床に倒れ込んだ際には刃物が体の内部で大きく動くのが自然であると思われるが、創傷の状況からは刃先のわずかな動きはあっても、そのような大きな動きがあった様子はいずれも被害者が床に倒れた際に生じたということがほとんど考えられないものといえる。

このような2か所の傷の状況に加えて、犯行現場の血痕等の状況、証人 <sup>S警訂補</sup> [ ] <sup>K警訂補</sup> [ ] 及び <sup>K警訂補</sup> [ ] の公判供述、<sup>被告者つき</sup> [ ] の検察官に対する供述の内容を総合すれば、被告人が刃物を構えて応接室から廊下にいた被害者に向かって駆け寄った際に、台所入り口付近から被害者寝室入り口付近の廊下において、かなりの出血を伴うような傷を生じさせたと考えることが合理的である。したがって、少なくとも被告人が廊下で被害者を刃物で突き刺したことによって、前胸左側部又は前胸左側下部のいずれかの傷が生じたことが認められる。しかし、両者が寝室内部になだれ込んでから、寝室内部で両者が倒れ込むまでの間に

いずれかの傷が生じた可能性は否定できない。また、これら2か所の傷は、前胸左側下部の傷の方が先に生じたと説明することが素直ではあるが、前胸左側部の傷が先に生じたとしても不合理であるとはいえず、左手に防御創があることを考慮しても、その先後関係を確定することができない。

(7) 他方被告人は、公判廷においておおむね弁護人の主張に沿う内容の供述をしているが、被告人の供述は、上記のような被害者に生じた傷の状況や廊下の血痕の状況等の客観的状況と符合しないし、被害者が刃物の上に二度も倒れ込んできたというその内容自体極めて不自然である。これに、被告人が公判廷で供述を合理的な理由もなく二転三転させていることも併せて考慮すれば、被告人の述べる2か所の傷の生成過程は到底信用することができない。

(8) 以上の理由から、罪となるべき事実第1記載のと通りの認定を行った。そうすると、被告人が殺意をもって本件刃物を被害者に対して突き出したことによって、被害者に2か所の傷が生じて死亡したと認められるから、被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係が存在することは明らかである。

(法令の適用)

罰	条	第1の事実につき、住居侵入の点は刑法130条前段、殺人の点は刑法199条
		第2の事実につき、包括して銃砲刀剣類所持等取締法31条の3第2項、1項前段、3条1項（けん銃及び適合実包の所持の点は同法31条の3第2項、1項前段、3条1項、本件刃物の携帯の点は同法31条の18第3号、22条に該当するが、これらは包括一罪の関係になる。）
科刑上の一罪の処理		第1の事実につき、54条1項後段、10条（住居侵入と殺人との間には手段結果の関係があるので、一罪として重い殺人罪の刑で処断）
刑種の選択		第1の事実につき、有期懲役刑を選択

併合罪の処理	刑法45条前段, 47条本文, 10条(重い第1の罪の刑に法定の加重)
未決勾留日数の算入	刑法21条
没収	刑法19条1項1号, 2項本文(第2事実を組成するもので被告人以外の者に属しない)
訴訟費用の不負担	刑事訴訟法181条1項ただし書 (量刑の理由)

被告人は、被害者が自分の知り合いなのに、被告人の元妻をそそのかして離婚させた上、本件審判の妻側代理人となり、裁判官や不動産鑑定士と結託して不当な審判を行わせ、被告人の財産を奪い自らは利益を挙げた張本人であると考えて強い恨みを持った。しかし、本件審判の内容は正当であり、本件不動産の帰属や分与割合等の点で被告人の主張も相応に認められたものであった。そもそも、被告人の元妻自身が離婚を強く望んでおり、被害者がその意思決定を左右したことはなく、また、被害者が被告人の元妻の代理人となったことは法的には問題がなかったし、被害者が受領した報酬も一般的な額にすぎない。本件不動産の売却価格が鑑定額よりも安くなったのも、その後の長期的な地価下落の結果にすぎず、希望どおりに不動産を確保した被告人がその不利益を甘受すべきものである。このように、被告人が被害者に恨みを持つに至った理由には全く正当性がなく、まさに身勝手な理由や思い込みによる逆恨み以外の何物でもないのであって、犯行の動機に酌量の余地はない。

また、被告人は、刈込ばさみを分解して槍状の刃物を作製し、所持自体が重罪であり一般には入手困難なけん銃と適合実包も手に入れ、殺傷能力の高い凶器を複数準備した上、被害者の拉致を考えるようになってからは、そのための多数の道具まで準備しているのであって、本件犯行は計画性が高く手段を選ばない極めて危険なものであった。

犯行に際し、被告人は、拉致が不可能とみるや、即座に被害者に向けて、実包の装てんされていたけん銃の引き金を2回引いている。結果として弾は発射されな



ったものの、何ら躊躇することなく極めて危険性の高い行為に及んだことは、量刑判断にあたり重要な一要素というべきである。これに加え、被害者に深い傷が2か所もあることから、被告人の極めて強固な殺意が推認されるのであって、これも量刑上重視されるべきである。

被告人の凶行によって、かけがえのない被害者の生命が失われたという重大な結果が生じたことはいうまでもない。

これらの事情に照らせば、本件犯行は殺人罪の中でも相当悪質なものといえ、被告人の刑事責任は極めて重い。

しかし、被告人の計画のうち拉致の部分は実現可能性が低く、またけん銃を試射せず事前の操作を誤るなど、計画全体にずさんさ、幼稚さを感じさせる面もある。また、本件は家事審判に関連して弁護士が殺害された事件ではあるが、純粹に裁判結果に対する不服から関係者に対して凶行に及んだというものではなく、知人であった被害者が被告人ではなくその相手方の代理人となったことに対する個人的な恨みが根底にあり、また審判後に生じた損害の責任をも被害者に転嫁して恨みを募らせたものであることは否定できず、本件を直ちに法治国家を揺るがしかねない、司法制度に対する挑戦と評価することには必ずしも相当とはいえない面もある。

これらの事情を考慮すれば、被告人の刑事責任は極めて重大であるものの、検察官の求刑どおり無期懲役をもって処断するにはなお躊躇を覚えるのであって、有期懲役刑の上限である主文の刑をもって処断することが相当であると判断した。

なお、弁護人は、被告人が妄想性障害ないし妄想性人格障害である可能性があることも量刑上考慮すべきだと主張しているが、被告人が被害者に恨みをもった経緯は十分に了解可能であり、そこに病的な要素を見出すことはできないから、そのような可能性はうかがわれず、弁護人のかかる主張は採用することができない。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 無期懲役 主文同旨の没収)

平成23年12月9日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 馬 場 純 夫

裁判官 新 崎 長 俊

裁判官 長 谷 川 健 太 郎